各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス 代表取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー (コード番号 8 5 8 9 大 証 第 一 部 ) 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号 常務執行役員 野 口 郷 司 TEL (03)5229-3986 (直通)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、G種優先株式の発行枠の設定等に係る定款の一部変更を、本年3月26日予定の書面決議によるB種・C種・F種優先株主に係る種類株主総会、および本年3月27日開催予定の臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1.定款の一部変更理由

- (1)本日付の「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、先進的な ITインフラを通じた高度な消費者向け与信判断や回収能力により、競争力のある優れた金融サービスを 提供する、今までにないまったく新しいタイプの信販会社になるという中期戦略の実現をより確実なも のとするため、自己資本のさらなる充実を図ることを目的に、新種の優先株式(G種優先株式)の発行 を予定しておりますが、G種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてG種優先株 式を追加し、G種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。(変更定款案 第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6および第13条の7)
- (2) 平成19年10月のE種優先株主様による取得請求権の行使により、普通株式の交付と引換えに取得し 自己株式となったE種優先株式を平成19年10月に消却したことに伴い、E種優先株式の発行可能種 類株式総数の変更を行うものであります。(変更定款案第7条)
- (3) 平成19年3月開催の臨時株主総会において承認いただきましたF種優先株式の発行可能種類株式総数 について、F種優先株式の発行済株式数に合わせ変更を行うものであります。(変更定款案第7条)
- 定款変更の内容
   変更の内容は別紙のとおりであります。
- 3. 日程(予定)

平成20年3月26日

平成20年3月27日

平成20年3月27日

本件は、臨時株主総会において承認されること、ならびに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会およびF種優先株主様による種類株主総会において承認されることを条件とします。

以上

TO /TO #4	( ト級部分 = 发更部分 )
現行定款	変 更 定 款 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条 (発行可能種類株式総数)	第7条 (発行可能種類株式総数)
当会社の発行可能種類株式総数は、次のとお	当会社の発行可能種類株式総数は、次のとお
りとする。	りとする。
1. 普通株式については 1,225,396,072 株	1. 普通株式については 1,225,396,072 株
2. B種優先株式については 10,000,000 株	2. B種優先株式については 10,000,000 株
3. C種優先株式については 15,000,000 株	3. C種優先株式については 15,000,000 株
4. D種優先株式については 49,000,000 株	4. D種優先株式については 49,000,000 株
5. E 種優先株式については <u>71,500,000</u> 株	5. E 種優先株式については <u>70,500,000</u> 株
6. F種優先株式については <u>25,000,000</u> 株	6. F種優先株式については <u>10,000,000</u> 株
(新設)	7. <u>G種優先株式については 25,000,000 株</u>
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第13条の3 (D種優先株式)	第 13 条の 3 ( D種優先株式 )
(省略)	(現行のとおり)
( D種優先配当金 )	( D種優先配当金 )
1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行	1. 当会社は、第 37 条に定める期末配当を行
う場合、毎事業年度末日の最終の株主名	う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿
簿に記載又は記録されているD種優先株	に記載又は記録されているD種優先株式
式を有する株主(以下「D種優先株主」	を有する株主(以下「D種優先株主」とい
という。)又はD種優先株式の登録株式質	う。) 又は D 種優先株式の登録株式質権者
権者(以下「D種優先登録株式質権者」	(以下「D種優先登録株式質権者」とい
という。) に対し、普通株主若しくは普通	う。) に対し、普通株主若しくは普通株式
株式の登録株式質権者、B種優先株主若	の登録株式質権者、B種優先株主若しくは
しくはB種優先登録株式質権者、C種優	B種優先登録株式質権者、C種優先株主若
先株主若しくはC種優先登録株式質権	しくはC種優先登録株式質権者、E種優先
者、E種優先株式を有する株主(以下「E	株式を有する株主(以下「E種優先株主」
種優先株主」という。) 若しくはE種優先	という。) 若しくは E 種優先株式の登録株
株式の登録株式質権者(以下「E種優先	式質権者( 以下「E 種優先登録株式質権者 」
登録株式質権者」という。) <u>及び</u> F 種優先	という。 <u>)</u> F 種優先株式を有する株主(以
株式を有する株主(以下「F種優先株主」	下「F種優先株主」という。) 若しくはF
という。)若しくはF種優先株式の登録株	種優先株式の登録株式質権者(以下「F種
式質権者(以下「F種優先登録株式質権	優先登録株式質権者」という。) <u>及びG種</u>
者」という。) 又は当会社の発行するその	優先株式を有する株主 (以下「G種優先株
他のいかなる種類の株式(以下上記普通	主」という。) 若しくは G 種優先株式の登
株式及び各種優先株式を総称して「D種	<u>録株式質権者(以下「G種優先登録株式質</u>
優先株式に劣後する株式」という。) に先	<u>権者」という。)</u> 又は当会社の発行するそ
立ち、本項第 4 号の金額の期末配当(以	の他のいかなる種類の株式(以下上記普通
下「D種優先配当金」という。) を行う。	株式及び各種優先株式を総称して「D種優
	先株式に劣後する株式」という。) に先立
	ち、本項第 4 号の金額の期末配当( 以下「 D
	種優先配当金」という。) を行う。

			変 更 定 款 案
~	(省略)	~	(現行のとおり)
2. ~ 12.	(省略)	2. ~ 12.	(現行のとおり)
第 13 条の 4	(E種優先株式)	第 13 条の 4	(E種優先株式)
3,5 10 3,105 1	(省略)	7,5 .0 7,702 .	(現行のとおり)
	(E種優先配当金)		(E種優先配当金)
1.	当会社は、第37条に定める期末配当を行	1.	当会社は、第37条に定める期末配当を行
	う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿		う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿
	に記載又は記録されているE種優先株主		に記載又は記録されているE種優先株主
	又はE種優先登録株式質権者に対し、普通		又はE種優先登録株式質権者に対し、普通
	株主若しくは普通株式の登録株式質権者、		株主若しくは普通株式の登録株式質権者、
	B種優先株主若しくはB種優先登録株式		B種優先株主若しくはB種優先登録株式
	質権者、C種優先株主若しくはC種優先登		質権者、C種優先株主若しくはC種優先登
	録株式質権者及びF種優先株主若しくは		録株式質権者、F種優先株主若しくはF種
	F種優先登録株式質権者又は当会社の発		優先登録株式質権者及びG種優先株主若
	行するその他のいかなる種類の株式(ただ		しくはG種優先登録株式質権者又は当会
	し、D種優先株式を除く。以下、上		社の発行するその他のいかなる種類の株
	記普通株式及び各種優先株式を総称して		式(ただし、D種優先株式を除く。以下、
	「E種優先株式に劣後する株式」という。)		上記普通株式及び各種優先株式を総称し
	に先立ち、本項第4号に定める金額の期末		て「E種優先株式に劣後する株式」とい
	配当(以下「E種優先配当金」という。)		う。) に先立ち、本項第 4 号に定める金額
	を行う。		の期末配当(以下「E種優先配当金」とい
			う。) を行う。
~	(省略)	~	(現行のとおり)
2. ~ 12.	(省略)	2. ~ 12.	(現行のとおり)
第 13 条の 5	( F 種優先株式 )	第 13 条の 5	( F 種優先株式 )
	(省略)		(現行のとおり)
	( F 種優先配当金 )		( F 種優先配当金 )
1.	当会社は、第 37 条に定める期末配当を行	1.	当会社は、第 37 条に定める期末配当を行
	う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿		う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿
	に記載又は記録されているF種優先株主		に記載又は記録されているF種優先株主
	又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事		又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事
	業年度末日の最終の株主名簿に記載又は		業年度末日の最終の株主名簿に記載又は
	記録されている普通株主若しくは普通登		記録されている普通株主若しくは普通登
	録株式質権者、B種優先株主若しくはB種		録株式質権者、B種優先株主若しくはB種
	優先登録株式質権者、C種優先株主		優先登録株式質権者、C種優先株主
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当		若しくはC種優先登録株式質権者又は当
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当 会社の発行するその他のいかなる種類の		若しくはC種優先登録株式質権者又は当 会社の発行するその他のいかなる種類の
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当 会社の発行するその他のいかなる種類の 株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先		若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式_E種優先株
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならび		若しくは C 種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D 種優先株式、E 種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く		若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後		若しくは C 種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式 (ただし、D 種優先株式、E 種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E 種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しく		若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びE種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びE種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、		若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株
	若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式 <u>及び</u> E種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しく		若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」

現行定款		
だし、本条第4項に定めるF種優先中間配		
当金が支払われた場合には、本号のF種優		配当金」という。)を行う。ただし、本条 第4項に定めるF種優先中間配当金が支払
先配当金の支払いは、F種優先中間配当金		われた場合には、本号のF種優先配当金の
を差し引いた額による。 		支払いは、F種優先中間配当金を差し引い
		た額による。
(省略)		(現行のとおり)
2.~13. (省略)	2. ~ 13.	(現行のとおり)
<u>(新設)</u>	第 13 条の 6	<u>(G種優先株式)</u>
		当会社の発行するG種優先株式の内容は、
		<u>次のとおりとする。</u>
		<u>(G種優先配当金)</u>
	<u>1.</u>	当会社は、第 37 条に定める期末配当を行
		う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿
		<u>に記載又は記録されているG種優先株主</u>
		又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事
		業年度末日の最終の株主名簿に記載又は
		記録されている普通株主若しくは普通登
		録株式質権者、B種優先株主若しくはB種
		優先登録株式質権者、C種優先株主若しく
		はC種優先登録株式質権者又は当会社の
		発行するその他のいかなる種類の株式(た
		だし、D種優先株式、E種優先株式及びF
		種優先株式を除く。以下、上記普通株式、
		ならびにD種優先株式、E種優先株式及び
		F 種優先株式を除く種類株式を総称して
		「G種優先株式に劣後する株式」という。)
		<u>を有する株主若しくはかかる株式の登録</u>
		株式質権者に先立ち、本項第2号に定める
		金額の期末配当(以下「G種優先配当金」
		という。) を行う。ただし、本条第 4 項に
		<u>定めるG種優先中間配当金が支払われた</u>
		場合には、本号のG種優先配当金の支払い
		は、G種優先中間配当金を差し引いた額に
		<u>よる。</u>
		2008 年 3 月 31 日に終了する事業年度の末
		日を基準日とする期末配当は行わない。
		2008年4月1日(同日を含む。)から2015
		年3月31日(同日を含む。)までの間に終
		了する各事業年度の末日を基準日とする
		ものに関しては、1株につき G 種優先配当
		金として、G種優先株主又はG種優先登録
		株式質権者に対して、2,000円(以下「G
		出される額に相当する金銭を支払うもの
		<u>とする。</u>
	L	

現 行 定 款 案 2015年4月1日以降に終了する各事業年度 の末日を基準日とするものに関しては、 株につき G種優先配当金として、G種優先 株主又は G種優先登録株式質施者に対し て、G種清算価値に G種優先株式増加配当 率(以下に定義)を乗じて算出される額に 相当する金銭を支払うものとする。 「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当 該基準日が属する事業年度の初日及びそ の直後の 10 月 1日(ロンドンにおいて銀行 が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない 場合には翌ロンドン営業日」という。)でない 場合には翌ロンドン営業日」のロンドン 場合には翌ロンドン営業日ののロンドン・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ペース))として Telerate Systems スクリーン 3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値((i)1.5%からら 種優先株式の最初の発行日の2東京営業日 (東京において銀行が営業を行っている 日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.)として Teleate
の末日を基準日とするものに関しては、依につき G種優先配当金として、G種優凭株主又はG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先を登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ペース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
株につき G種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に変義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ペース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から 「種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
て、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される顔に相当する金銭を支払うものとする。「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
て、G種清算価値にG種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ベージ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。「「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
相当する金銭を支払うものとする。 「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日(ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の 10 月 1 日 (ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。) でない場合には翌ロンドン営業日」という。) でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前 11 時現在のユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からの種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
の直後の 10 月 1 日 ( ロンドンにおいて銀行問ューロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日 ( 以下、本項において「ロンドン営業日」という。) でない場合には翌ロンドン営業日」のロンドン時間午前 11 時現在のユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン3750 ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からの種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からの種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・パンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
るレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から6種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
いて「ロンドン営業日」という。)でない 場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前 11 時現在のユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・パンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からの種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前 11 時現在のユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース))として Telerate Systems スクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からの種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
間午前 11 時現在のユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン 3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から 種優先株式の最初の発行日の2東京営業日 (東京において銀行が営業を行っている 日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
ドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン 3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から 6種優先株式の最初の発行日の2東京営業日 (東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
ート(ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物(360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン3750 ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から G種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
ス)) として Telerate Systems スクリーン         3750 ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%から G         種優先株式の最初の発行日の2東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレ
される各数値の平均値、(ii)1.5%から G 種優先株式の最初の発行日の2東京営業日 (東京において銀行が営業を行っている 日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
種優先株式の最初の発行日の2東京営業日 (東京において銀行が営業を行っている 日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間 午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
(東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
ンスレート(T.S.R.) として Teleate
<u>Systems スクリーン 17143 ページ ( 又はそ</u>
の承継ページ)に表示される期間7年に対
<u>応するスワップ・レート(当日の東京時間</u>
午前 10 時現在の東京スワップ・レファレ
<u>ンスレート(T.S.R.)を取得できない場合</u>
には、当該レートを取得できる直後の東京
営業日における当該レートとする。) (以
<u>下</u> 、かかるスワップ・レートを「G種発行
<u>日スワップレート」という。)を差し引い</u>
<u>た率、及び(iii)1.5%を合計した率とす</u>
<u>る。ただし、G種優先株式増加配当率の計</u>
算は、%未満小数第4位まで算出し、その
<u>小数第4位を四捨五入する。</u>
_(非累積条項)_
<u>2.</u> ある事業年度において、G種優先株主又は
<u>G種優先登録株式質権者に対して支払う</u>
<u>剰余金の配当の額がG種優先配当金の額</u>
<u>に達しない場合、その不足額は翌事業年度</u>
以降に累積しないものとする。

現行定款		変更定款案
		(非参加条項)
	<u>3.</u>	 G種優先株主又はG種優先登録株式質権
	_	者に対しては、G種優先配当金を超えて剰
		(優先中間配当金)
	<u>4.</u>	当会社は、第 37 条に定める中間配当を行
	_	う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿
		に記載又は記録されているG種優先株主
		又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年
		9月30日の最終の株主名簿に記載又は記
		録されているG種優先株式に劣後する株
		式を有する株主又はG種優先株式に劣後
		する株式の登録株式質権者に先立ち、1株
		につき G 種優先株式配当金の 2 分の 1 に相
		当する額の中間配当(以下「G種優先中間
		配当金」という。) を行う。
		(残余財産の分配)
	5.	当会社の残余財産を分配するときは、G種
	_	優先株主又はG種優先登録株式質権者に
		対し、G種優先株式に劣後する株式を有す
		る株主又はG種優先株式に劣後する株式
		の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式
		1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最
		終配当金額(以下に定義) 及び(iii)2015
		年3月31日以前に残余財産の分配が行わ
		れる場合には、G種早期取得費(以下に定
		義)を合計した額に相当する額を支払う。
		ただし、本項の目的上、G種最終配当金額
		及びG種早期取得費の定義中、「取得日」
		を「残余財産の分配が行われる日」と読み
		<u>替えるものとする。</u>
	<u> </u>	G種優先株主又はG種優先登録株式質権
		者に対しては、前号のほか、残余財産の分
		配は行わない。
		<u>(議決権)</u>
	<u>6.</u>	G種優先株主は、株主総会において議決権
		<u>を有しない。ただし、G種優先株主は、定</u>
		時株主総会にG種優先配当金の支払いを
		受ける旨の議案が提出されないときは当
		該総会の時から、G種優先配当金の支払い
		を受ける旨の議案が定時株主総会におい
		て否決されたときは当該総会の終結の時
		から、G種優先配当金の支払いを受ける旨
		<u>の決議がなされるときまでG種優先株式</u>
		500 株あたり 1 議決権を有する。

現行定款		変 更 定 款 案
75 1.5 1.2 311		(株式の併合又は分割、募集株式又は募集
		新株予約権の割当て等)
	<u>7.</u>	当会社は、法令に定める場合を除き、G種
	<u> </u>	<u>ヨ云れは、伝マに定める場合を除さ、5種</u> 優先株式について株式の併合又は分割を
		<u>慶元休式に グいて休式の併占又は方割を</u> 行わない。
		1177ない。 当会社は、G種優先株主に対し、募集株式
	_	<u>ヨ云社は、5位優元休主に対し、券条休式</u> 又は募集新株予約権の割当てを受ける権
		スは券集新休 <u>ア</u> 約惟の割ってを支ける惟 利を与えず、また株式無償割当て又は新株
		<u>利を与えり、また休式無負割ヨ C X は新休</u> 予約権無償割当ては行わない。
	Q	<u>(G種優先株式の取得)</u> 当会社は、D種優先株式及びF種優先株式
	<u>8.</u>	当会社は、D種優先株式及びE種優先株式 の発行落み株式総数が0となった時以降し
		<u>の発行済み株式総数が0となった時以降い</u>
		<u>つでも、G種優先株式を取得することがで</u>
		きる。 (当今社の英语性ゴカ社価トオス取得等
		<u>(当会社の普通株式を対価とする取得請</u>
	^	<u>求権)</u> ら種原生性主は、2010年3日1日以降いつ
	<u>9.</u>	<u> </u>
		でも、下記条件により、その有するG種優生株式を当会社が取得し、これと引換すに
		先株式を当会社が取得し、これと引換えに
		当会社の普通株式を交付するよう請求す
		ることができる。
	_	前号の請求に基づく当会社によるG種優生性での関係とは持ちに、その対象には
		先株式の取得と引換えに、当会社がG種優 生株さに立けるがきまるかの英語株式数
		先株主に交付すべき当会社の普通株式数
		は、当該G種優先株主が取得請求のために
		提出したG種優先株式のG種清算価値の
		総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に完美)で除した数とする
		付価額(以下に定義)で除した数とする。
		ただし、当該株式数の算出にあたり1株未
		満の端数が生じた場合には、これを切り捨
	///	て、現金による調整は行わない。
	<u>(1)</u>	G種優先株式交付価額
		当初のG種優先株式交付価額は、当会社に
		G 種優先株式の発行を認めた当会社の定
		款の変更を株主が決議した後の最初の取
		引日に先立つ 45 取引日目に始まる連続す
		る 30 取引日の大阪証券取引所における当
		会社の普通株式の各取引日の出来高加重
		平均価格(以下、本項において「VWAP価格」
		という。) として大阪証券取引所において
		公表される価格(大阪証券取引所において
		WWAP 価格が公表されない場合には、当該取
		引日の東京時間の午後3時から4時の間に
		ブルームバーグ L.P.が提供する普通株式
		の WWAP 価格とし、かかる WWAP 価格が当該
		取引日に提供されない場合には、当該取引
		日の大阪証券取引所における普通株式の
		終値(気配表示を含む。)とする。)の単純

現行定款	変 更 定 款 案
72 13 72 37	平均価格に相当する金額とする。ただし、
	当初のG種優先株式交付価額の計算は、円
	位未満小数第2位まで算出し、その小数第
	<u> </u>
	(イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交
	付価額を下落させることとなる対価で、当
	会社が普通株式を発行若しくは交付した、
	フは本号(2)(I)に従って発行若しくは交
	付したとみなされるときにはいつでも(発
	行済みの新株予約権、当会社の普通株式の
	交付と引換えに取得される証券(権利)若
	しくは取得させることができる証券(権
	利)、又はその他同様の権利の行使による
	当会社の普通株式の発行又は交付は除外
	される。)かかる発行時若しくは交付時、
	又は発行若しくは交付したとみなされた
	直後に、G種優先株式交付価額は以下に従
	い減額される(以下、このように減額され
	たらのである。これは、これは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ
	後G種優先株式交付価額の計算は、円位未
	満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	を四捨五入する。
	調整後 調整前 発行又は交付前のみなし 当会社の受領対価 G種優先株式 = G種優先株式 × 発行済み普通株式数 時価 交付価額 交付価額 発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数
	上記算式における「みなし発行済み普通株
	<u>式数」とは、当該時点において、当会社の</u>
	普通株式を対象とする新株予約権、当会社
	<u>の普通株式の交付と引換えに取得される</u>
	<u>証券(権利)若しくは取得させることがで</u>
	きる証券(権利)、又はその他同様の権利が
	すべて行使されたと仮定した場合(当該証
	<u>券又は権利が当該時点において行使可能</u>
	であるとして計算するものとする。) にお
	<u>ける発行済み普通株式数を意味する。ただ</u>
	し、当会社又はその完全子会社の勘定で所
	有又は保有されている当会社の普通株式
	は一切含まないものとして計算する。
	<u>上記算式における「当会社の受領対価」と</u> は、当会社の普通株式の発行又は交付の場
	は、当会社の普通株式の発行文は交内の場合には、当該発行又は交付により、当会社
	<u>日には、ヨ談光11メは交別により、ヨ云社</u> の普通株式の対価として当会社が受け取
	の自選体式の対価として自会社が支げ取った、又は受け取ることになっている現金
	の額、及び現金以外の対価の公正な時価の
	<u>☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆</u>

現行定款	変 更 定 款 案
	合計額を意味し、また、普通株式を対象す
	る新株予約権、普通株式の交付と引換えに
	 取得される証券(権利)若しくは取得させ
	ることができる証券(権利)、又はその他同
	様の権利の発行若しくは交付の場合には、
	当該発行又は交付により、当該証券又は権
	利の対価として当会社が受け取った、又は
	受け取ることになっている現金の額、及び
	現金以外の対価の公正な時価の合計額に、
	それらの行使により、当会社が受け取るこ
	とになっている現金の額、及び現金以外の
	対価の公正な時価の合計額を加えた額を
	意味するものとする。
	上記算式における「時価」とは、(i)当会
	社の普通株式が市場で取引されている場
	合には、調整後G種優先株式交付価額を適
	用する日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取
	引日(終値がない日は除く。) の大阪証券
	取引所における当会社の普通株式の毎日
	の 1 株当たり終値(気配表示を含む。) の
	単純平均価格(円位未満小数第2位まで算
	出し、その小数第2位を四捨五入する。)
	<u>又は(ii)当会社の普通株式が市場で取引</u>
	されていない場合には、当会社の取締役会
	が誠意をもって決定する当会社の普通株
	式の公正な価額を意味するものとする。
	(ロ) 新株予約権等の発行
	当会社が当会社の普通株式を対象とする
	 換えに取得される証券(権利)若しくは取
	の他同様の権利を発行又は交付する場合、
	かかる発行又は交付を、当該新株予約権、
	当会社の普通株式の交付と引換えに取得
	される証券(権利)若しくは取得させるこ
	とができる証券(権利)、又はその他同様の
	権利の行使により発行可能若しくは交付
	可能な当会社の普通株式の発行又は交付
	であるとみなし、これらの権利により当初
	条件に従い発行又は交付可能な数の当会
	ボドに促り光リスは文刊り能な数のヨ云 社の普通株式が、かかる新株予約権、当会
	社の普通株式の交付と引換えに取得される。
	る証券(権利)若しくは取得させることが
	できる証券(権利)、又はその他同様の権利
	の発行日若しくは交付日に発行又は交付
	<u>されたものとみなされるものとする。</u>

現行定款	変 更 定 款 案
	<u>(川)</u> 株式分割
	当会社の普通株式の分割がなされた場合、
	上記算式に拘らず、G種優先株式交付価額
	は、当該株式分割に係る基準日(基準日を
	項に基づくG種優先株式の取得請求が行
	われていたと仮定した場合にG種優先株
	主が保有することになる数の当会社の普
	通株式を、G種優先株主が本項に基づく取
	得請求により交付を受けることができる
	ように適切に調整される。かかる調整は、
	当該株式分割に係る基準日(基準日を定め
	<u>ない場合には効力発生日)の翌日に行われ</u>
	<u>3.</u>
	(二) 配当その他の分配
	当会社が、当会社の普通株式に関し、配当
	を支払い又は普通株主に対してそのほか
	の分配を行った場合(ただし、株式分割及
	び株式配当を除く。)、G種優先株式交付価
	額は、かかる配当の1株あたり金額(又は
	現金以外による配当若しくは分配の場合
	には、当会社の取締役会で合理的に決定さ
	れた当該配当及び分配の1株あたりの公正
	市場価格)に相当する額を減額される。
	<u>(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整</u>
	本号(2)(4)乃至(ニ)で規定されている調整
	<u>に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、</u>
	若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当
	会社の普通株式数の変更、若しくは当会社
	<u>の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめ</u>
	る事由の発生、又は(iii) G種優先株式交
	付価額を調整すべき事由が2つ以上相接し
	<u>て発生し、一方の事由に基づく調整後 G 種</u>
	優先株式交付価額の算出に関して使用す
	べき時価が、他方の事由によって影響され
	ているとみなされる場合のうちいずれか
	が発生した場合には、当会社の取締役会が
	適当と判断するG種優先株式交付価額に
	調整されるものとする。
	<u>(^)</u> <u>解釈</u>
	 本項に不明瞭な点がある場合、又はG種優
	当会社の取締役会がG種優先株式交付価
	<u>額を調整することが公正であると誠意を</u>
	もって考える場合、当会社の取締役会は、
	本項の目的に照らし、公平かつ均衡である

現行定款		
		と妥当に判断したときにG種優先株式交
		付価額を調整する権利を有するものとす
		 (当会社の普通株式を対価とする取得条
		項)
	<u>10.</u>	当会社は、2011 年 4 月 1 日(同日を含む。)
	<u> </u>	から 2013 年 3 月 31 日 (同日を含む。) ま
		での期間、当会社の取締役会決議により定
		める日をもって、G種優先株主及びG種優
		先登録株式質権者に対して 35 日以上 90 日
		以内に事前通知を行った上で、発行済みG
		種優先株式の全部又は一部を取得し、当該
		取得と引換えにG種優先株式のG種清算
		価値の総額をその時点で有効なG種優先
		株式交付価額で除した数の当会社の普通
		株式を交付することができる。ただし、当
		会社の普通株式の時価(上記通知の送付日
		付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従
		い計算されたもの。) がその時点で有効な
		G種優先株式交付価額の 150%を上回った
		場合に限る。また、当該株式数の算出にあ
		たり1株未満の端数が生じた場合には、会
		社法第234条に定める方法によりこれを取
		り扱う。
		970000 G種優先株式の一部につき、本項に基づく
	_	取得を行う場合は、按分比例(端数につい
		ては抽選)により行う。
		(金銭を対価とする取得条項)
	<u>11.</u>	当会社は、D種優先株式及びE種優先株式
	<u> </u>	の発行済み株式総数が0となった日以降い
		つでも(ただし、2013年4月1日以降に限
		る。)、当会社の取締役会の決議により定め
		る日(以下、本項において「取得日」とい
		う。) をもって、 G種優先株主及び G種優
		先登録株式質権者に対して35日以上90日
		以内に事前通知を行った上で、発行済みG
		種優先株式の全部又は一部を取得し、当該
		取得と引換えにG種優先株式1株につき、
		G種優先株式取得価格(以下に定義)相当
		<u>日程優元休式取符価値(以下に定義)相当</u> 額の金銭を交付することができる。
		「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種
		清算価値、(ii) G種最終配当金額(以下に
		<u> </u>
		取得が行われる場合においては、G種早期
		取得費(以下に定義)を合計した額に相当
		<u> </u>
		<u> ソ                                   </u>

現行定款	変 更 定 款 案
7 75 75 75	「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が
	2015 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	乗じた金額を、当該事業年度の初日から取
	得日(同日を含む。)までの実日数で日割
	計算した金額、又は(ii)取得日が 2015 年 4
	月1日以降に開始する事業年度に属する場
	合は、G種清算価値にその時点で有効な G
	<u>種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取</u>
	得日の属する事業年度における事業年度
	初日から取得日(同日を含む。) までの日
	数で日割計算した金額に相当する金額を
	<u>意味する。ただし、上記(i)又は(ii)によ</u>
	り計算された金額から、取得日が属する事
	業年度において支払われた全てのG種優
	先中間配当金の額が差し引かれるものと ・-
	<u>する。</u>
	「G種早期取得費」とは、(i) G種清算価
	値に、(ii) G種発行日スワップ・レートか
	ら、取得日の5東京営業日前の日の東京時間に対 40 時間左の東京スロップ・トラフ
	間午前 10 時現在の東京スワップ・レファ
	<u>レンスレート(T.S.R.)として Telerate</u> Systems スクリーン 17143 ページ (又はそ
	の承継ページ)に表示される、取得日から
	2015年3月31日までの期間(以下、本項
	において「取得費計算期間」という。) に
	対応するスワップ・レート(当日の東京時
	間午前 10 時現在の当該スワップ・レート
	を取得できない場合には、当該レートを取
	得できる直前の東京営業日における当該
	レートとする。)( ただし、取得日が 2014
	年4月1日以降の場合には、当該取得日の
	5 ロンドン営業日前の日のロンドン時間午
	前 11 時現在のユーロ円ロンドン・インタ
	ー・バンク・オファード・レート(円LIBOR
	(360 日ベース ))として Telerate Systems
	スクリーン 3750 ページ (又はその承継ページ)にまニュャス 四個舞士祭期間に対
	<u>ージ)に表示される、取得費計算期間に対</u> 応する数値とする。)( なお、いずれの場合
	<u>心 9 る 数値 2 9 る。八 なの、い 9 れの場合</u> も対応する期間がない場合は線形補完で
	計算したレートとする。)を減じた率(た
	だし、かかる計算の結果が0以下の場合に
	は、当該計算によって得られた率を0とす
	る。)を乗じた額に、(iii)取得日から 2015
	年3月31日(同日を含む。)までの実日数
	を乗じ、365で除して得られた額に相当す
	<u> </u>

	現行定款		変 更 定 款 案
	-70 13 /- 09/		る金額とする。ただし、G種優先株式取得
			価格、G種最終配当金額及びG種早期取得
			費の計算は円未満小数第4位まで算出し、
			その小数第4位を四捨五入する。
			G種優先株式の一部につき、本項に基づく
		_	取得を行う場合は、按分比例(端数につい
			ては抽選)により行う。
			(金銭を対価とする取得請求権)
		<u>12.</u>	株式会社新生銀行ならびにその子会社及
		<u>12.</u>	び関係会社により合計で当会社の 50%超
			の発行済普通株式が所有されないことと
			なった場合、D種優先株式及びE種優先株
			式の発行済み株式総数が0となった時以
			降、G種優先株主は、G種優先株式の全部
			を当会社が取得するよう、当会社に対し請
			求することができる。
			前号にかかる取得価格は、1 株につき当該
		_	請求によって行われるG種優先株式の取
			得の取得日に有効なG種優先株式取得価
			額に相当する額とする。
			(優先配当金の除斥期間)
		<u>13.</u>	第 38 条の規定は、G種優先配当金及びG
		_ <del></del>	種優先中間配当金についてこれを準用す
			<u>3.</u>
第 13 条の <u>6</u>	(優先順位)	第 13 条の <u>7</u>	 (優先順位)
	B種優先株式及びC種優先株式の優先配		B種優先株式及びC種優先株式の優先配
	当金、優先中間配当金及び残余財産の支払		当金、優先中間配当金及び残余財産の支払
	順位は、それぞれ同順位とする。なお、D		順位は、それぞれ同順位とする。なお、D
	種優先株式、E 種優先株式 <u>及び</u> F 種優先株		種優先株式、E種優先株式 <u></u> F種優先株式
	式の優先配当金、優先中間配当金及び残余		<u>及びG種優先株式</u> の優先配当金、優先中間
	財産の支払順位はB種優先株式及びC種		配当金及び残余財産の支払順位はB種優
	優先株式の優先配当金、優先中間配当金及		先株式及びC種優先株式の優先配当金、優
	び残余財産の支払順位に優先するものと		先中間配当金及び残余財産の支払順位に
	し、D種優先株式及びE種優先株式の優先		優先するものとし、D種優先株式及びE種
	配当金、優先中間配当金及び残余財産の支		優先株式の優先配当金、優先中間配当金及
	払順位はF種優先株式の優先配当金、優先		び残余財産の支払順位はF種優先株式 <u>及</u>
	中間配当金及び残余財産の支払順位に優		<u>び G 種優先株式</u> の優先配当金、優先中間配
	先するものとし、D種優先株式の優先配当		当金及び残余財産の支払順位に優先する
	金、優先中間配当金及び残余財産の支払順		ものとし、D種優先株式の優先配当金、優
	位はE種優先株式の優先配当金、優先中間		先中間配当金及び残余財産の支払順位は
	配当金及び残余財産の支払順位に優先す		E 種優先株式の優先配当金、優先中間配当
	るものとする。		金及び残余財産の支払順位に優先するも
			のとする。 <u>F 種優先株式及びG種優先株式</u>
			の優先配当金、優先中間配当金及び残余財
			<u>産の支払順位は、それぞれ同順位とする</u> 。